

とよおか



農香だより

No.37
2017.

8



農業委員会新体制スタート...2P

新しい委員の紹介...3P~4P

あなたの地域・地区の委員...5p

農業委員会新体制決まる



平成29年4月21日、豊岡市農業委員会委員の辞令交付式が行われました。
平成27年9月の農業委員会法改正に伴い、36人の定員が19人に、また新たに農地利用最適化推進委員25人を加えた44人体制の農業委員会がスタートしました。

就任あいさつ

会長 森井 脩

改正農業委員会法に基づく市長の任命により、第5期の農業委員会が発足し、会長の重責を担うこととなりました。浅学非才の身ではありますが、農業を愛する心を強くし、職務に励んで参ります。

TPPやFTAなど農業のグローバル化の波が大きく強くなる中で、国の農業施策は農地の集積・規模拡大による競争力の強化、規制緩和で企業等の新規参入の促進、来年度からのコメの生産調整の廃止など年々急速に変わってきています。農地中間管理機構や人・農地プランの推進などは国の農業改革戦略の一環として進められています。

一方、豊岡の農業の状況は農業者の高齢化と減少、後継者・担い手の不足など厳しさは益々進展しています。また、有害鳥獣被害も依然深刻な状況にあります。そして、中山間地、平地、市街地近郊と農地の立地は多様であり、それぞれに合った農業や農地管理の在り方が求められています。市の農業施策は「環境創造型

農業」を柱に展開されていますがまだまだ多くの課題を抱えています。

こうした下で、今期農業委員会は発足しました。農業委員と新たに設置された農地利用最適化推進委員は、地域の人と農地を一番良く知る者として自覚を持った活動が求められています。改正農業委員会法は「農地利用の最適化」として、農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等が農業委員会の任務として明示されましたが、このことを実現するために最も重要なのは地域での話し合いによる合意形成です。農業委員会は関係機関との連携を一層密にしてこの話し合いの中核を担うべく努力していかねばなりません。今期農業委員会から地域毎の担当が明確になりました。農業委員と農地利用最適化推進委員は一体となって地域に溶け込み地域の信頼を得るよう努力して参りますので、ご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

新農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します

▼出石地域



水嶋 義彦
農業委員
(出石町嶋)

▼日高地域



宮岡 正則
農業委員
(日高町浅倉)

▼竹野地域



加悦 富美恵
農業委員
(竹野町三原)

▼豊岡地域



蜂須賀 久人
農業委員
(豊岡市森津)

▼豊岡地域



北垣 裕次
農業委員
(豊岡市百合地)

▼但東地域



永井 辰正
農業委員
(但東町畑山)

▼日高地域



宮口 豊隆
農業委員
(日高町観音寺)

▼日高地域



上坂 光広
農業委員
(日高町上石)

▼豊岡地域



村田 憲夫
農業委員
(豊岡市野上)

▼豊岡地域



齋藤 善久
農業委員
(豊岡市下宮)

▼但東地域



森井 脩
農業委員
(但東町奥矢根)

▼出石地域



井谷 勝彦
農業委員
(出石町桐野)

▼日高地域



田中 直喜
農業委員
(日高町万場)

▼城崎地域



石橋 重利
農業委員
(城崎町来日)

▼豊岡地域



高尾 利美
農業委員
(豊岡市気比)

▼八条・豊岡地区



宮村 吉一
推進委員
(豊岡市九日市上町)

▼出石地域



大原 博幸
農業委員
(出石町田多地)

▼日高地域



原 清美
農業委員
(日高町万劫)

▼竹野地域



尾口 正信
農業委員
(竹野町榎)

▼豊岡地域



西沢 泰裕
農業委員
(豊岡市八社宮)

▼小野地区  中務 喜紹 (出石町口小野) 推進委員	▼西気地区  井上 孝 (日高町万劫) 推進委員	▼八代地区  平野 薫 (日高町中) 推進委員	▼城崎地域  岩本 照雄 (城崎町上山) 推進委員	▼中筋地区  池畑 一己 (豊岡市加陽) 推進委員	▼三江地区  佐竹 澄雄 (豊岡市下宮) 推進委員
▼資母地区  松本 雅浩 (但東町口藤) 推進委員	▼弘道・福住・寺坂地区  仲川 弘之 (出石町上村) 推進委員	▼日高地区  安岡 平夫 (日高町久田谷) 推進委員	▼竹野南地区  福丸 義章 (竹野町須谷) 推進委員	▼奈佐地区  石原 章二 (豊岡市内町) 推進委員	▼田鶴野地区  阪井 裕 (豊岡市赤石) 推進委員
▼合橋地区  岡本 由紀夫 (但東町河本) 推進委員	▼菅谷地区及び室見台  杉本 武己 (出石町細見) 推進委員	▼三方地区  水嶋 明彦 (日高町広井) 推進委員	▼中竹野・竹野地区  天野 辰男 (竹野町羽入) 推進委員	▼港地区  絹本 實 (豊岡市気比) 推進委員	▼五荘地区  原田 益男 (豊岡市板江) 推進委員
▼高橋地区  桑田 均 (但東町平田) 推進委員	▼小坂地区  川口 義昭 (出石町水上) 推進委員	▼清滝地区  西口 覚 (日高町頃垣) 推進委員	▼国府地区  植村 政明 (日高町上郷) 推進委員	▼神美地区  栗原 安信 (豊岡市三宅) 推進委員	▼新田地区  岡本 光夫 (豊岡市駄坂) 推進委員

あなたの地域・地区の農業委員と農地利用最適化推進委員です

みなさんの地域・地区の担当委員をお知らせしますので、農業のことで相談がありましたらお気軽に声をかけてください。

地域名	地区名	農業委員	農地利用最適化推進委員	地域名	地区名	農業委員	農地利用最適化推進委員	
		氏名	氏名			氏名	氏名	
豊岡地域	八条・豊岡地区全域	西沢 泰裕	宮村 吉一	日高地域	国府地区全域	上坂 光広	植村 政明	
	中筋地区全域		池畑 一己		八代地区全域		平野 薫	
	三江地区全域	齋藤 善久	佐竹 澄雄		日高地区全域	宮岡 正則	安岡 平夫	
	田鶴野地区全域	村田 憲夫	阪井 裕		三方地区全域	宮口 豊隆	水嶋 明彦	
	五荘地区全域	蜂須賀久人	原田 益男		清滝地区全域	田中 直喜	西口 覚	
	奈佐地区全域		石原 章二		西気地区全域	原 清美	井上 孝	
	新田地区全域	北垣 裕次	岡本 光夫		出石地域	弘道・福住・寺坂地区	井谷 勝彦	仲川 弘之
	神美地区全域		栗原 安信			菅谷地区及び室見台		杉本 武己
港地区全域	高尾 利美	絹本 實	小坂地区全域	水嶋 義彦 <small>(田多地・安良を除く)</small>		川口 義昭		
城崎地域	城崎地域全域	石橋 重利	岩本 照雄	小野地区全域		大原 博幸 <small>(田多地・安良を含む)</small>	中務 喜紹	
竹野地域	竹野南地区全域	尾口 正信	福丸 義章	但東地域	資母地区全域	永井 辰正	松本 雅浩	
	中竹野・竹野地区全域	加悦富美恵	天野 辰男 <small>(中竹野・福丸義章)</small>		高橋地区全域		桑田 均	
					合橋地区全域	森井 脩	岡本由紀夫	



4月の初総会で会長並びに会長職務代理を選
出しました。

農業委員会役員体制について

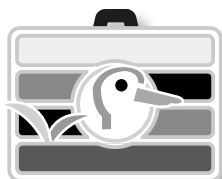
会 長
森井 脩
会長職務代理
大原 博幸
村田 憲夫
会長職務代理
村田 憲夫



左から) 大原会長職務代理、森井会長、村田会長職務代理

平成29年5月10日に兵庫県農業会議、兵庫県豊岡農林水産振興事務所、兵庫みどり公社豊岡農地管理事務所の職員を講師にお招きして、農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会を開催しました。

情報ひろば



人事異動

農業委員会事務局職員の異動

平成29年4月1日の人事異動に伴い、職員の異動がありました。

【転入】

主査 西田 弥（農業共済課から）

【転出】

主査 金尾 邦彦（文化振興課へ）

移住定住施策の一環として、空き家に付随する農地を取得する場合に、農地法に規定する規制を緩和し、農地取得のための下限面積を引き下げ、農地を取得しやすくする制度が創設されました！

空き家と一緒に農地を「売りたい」「買いたい」方へ 空き家に付随する農地制度のご紹介

豊岡市農業委員会では、空き家に付随した農地を空き家とともに取得する場合で、次の条件（※1）を満たすとき、農地法第3条による下限面積（別段の面積）要件を1㎡まで引き下げました。

売買の難しい空き家に付随した農地について、下限面積を引き下げること、農業をしたい移住者の選択肢を拡大し、市外からのUIターン者などの移住定住を促進するとともに遊休農地の発生防止、解消及び農村環境保全を図ることを目的とします。

※1 主な条件

○対象者

- ・市外からの移住者（市内に移住してから3年以内）
- ・空き家と当該空き家に付随する農地を同時購入する者（空き家購入後1年以内に取得するものまでを対象とする）
- ・購入した農地で常時農作業に従事する者

○対象農地

- ・市外からの移住者の就農を促進するために適当と認められる面積の農地（家庭菜園等、農地取得者が生産した農産物を自家消費できる程度の面積を想定）
- ・農地の全て又は一部が遊休農地又は、今後遊休農地になる可能性のある農地
- ・地域の他の農業経営に影響を与える可能性がない農地
- ・その他農地法第3条の権利移転要件を満たす農地

【手続きの流れ】

- 1 空き家所有者又は購入希望者が農業委員会に事前相談を行う。
- 2 空き家に付随する農地指定の申請を農業委員会に行く。
- 3 農業委員会が空き家に付随する農地について調査を行う。
- 4 適用するか否かの判断の後、申請者に判断結果を通知する。
- 5 「農地法第3条許可申請書」（※2）を農業委員会に提出（農地所有者・農地希望者）
- 6 農業委員会において、審議後、許可書を発行する。



※2 農地法第3条による許可を受けるためには、農地の権利取得をされる方が次の全てを満たす必要があります。

- ① 農地の全てを効率的に利用して耕作すること
- ② 取得後の農地面積の合計が基準面積以上であること（この要件が1㎡以上になります。）
- ③ 申請者または世帯員が農作業に従事すること
- ④ 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと



【お問い合わせ先】

- 空き家に付随する農地に関係すること 豊岡市農業委員会事務局 (0796-21-9021)
- 移住定住に関すること 豊岡市エコバレー推進課 (0796-23-4480)

農業者の皆様へ

農業者年金に加入しましょう!

農業者の方なら幅広く加入できます!

60歳未満の国民年金第1号被保険者で年間60日以上農業に従事している方なら誰でも加入できます。
農地を持たない配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

(注) 農業者年金に加入する方は、国民年金付加保険料(月額400円)への加入も必要です。

POINT 1 少子高齢時代に強い年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。
加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。

(注) 運用の結果得られる年金原資が積み立てた保険料を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスにならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

POINT 2 保険料の額は自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料の額を自由に決められ(月額2万円~6万7千円の間で千円単位で自由を選択)、経営の状況や老後の生活設計に応じていつでも見直すことができます。

POINT 3 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、65歳から受給開始で生涯受け取ることができます。希望すれば60歳まで繰り上げ受給も選択することができます。

仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

POINT 4 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

- 支払った保険料は全額(1人当たり年額12万円~80万4千円)が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。
- 保険料を農業者年金基金が運用して得られる運用益は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金(農業者老齢年金及び特例付加年金)は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方の場合は公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

POINT 5 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者で一定の要件を満たした方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算で最大216万円)があります。(詳細は裏面参照)



詳しい内容や加入のお申し込みは農業委員会または農業協同組合へ

農地を農地以外にする場合には、 農地法による手続きを！

- 農地を農地以外することを「農地転用」といいます。(※)
 - 農地を転用するには、農地法の許可が必要です。
 - 許可を受けずに転用をしたり、許可を受けた通りに転用をしなかった場合は罰則があります。
 - このような許可制度は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的として設けられています。
- (※) 農地以外の例…住宅・工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、道路、水路、山林

制度の概要

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者
4条	農地の所有者が 農地を転用する場合	転用を行う者 (農地所有者)	都道府県知事
5条	農地、採草放牧地を 転用するため売買等 を行う場合	売主(農地所有者) と 買主(転用事業者)	農地が4haを超える場合には、 農林水産大臣 (地域整備法に基づく場合を除く)

“八代オクラ”9月の学校給食に登場！

- 豊岡市農業委員会では日高町八代地区で古くから育てられ守られてきた伝統野菜八代オクラを広く普及すべく取り組みを進めてきました。
- この度、JAたじま日高営農生活センターのご尽力により今年の9月に豊岡市立日高学校給食センターの献立に八代オクラが登場することになりました。
- 今後も栽培拡大が行われ豊岡市の特産農産物になることを期待しています。

表紙の写真

- 6月12日に「八代オクラ植付け体験及び現地講習会」が、豊岡市立八代小学校の児童を対象に八代オクラの生産者である吉岡さんの圃場で行われました。
- 児童たちは吉岡さんの指導を受けながら苗を一本ずつ丁寧に植えていました。



編集後記

◇豊岡市農業委員会は、平成29年4月21日から新制度に基づく新しい体制となりました。

◇これまでは農業委員36名でしたが、農業委員19名と新たに農地利用最適化推進委員が25名の合計44名の体制となりました。

◇新制度の農業委員会は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などの「農地利用の最適化」の推進が必須業務に位置付けられました。このため、今まで以上に地域に密着した活動を行っていく必要があります。

◇今号では、農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介しました。今後ともどうぞよろしくお願いたします。



農業委員会だより第37号は私たちが担当しました